



三友プラントサービス 執行役員

杉山均氏に聞く

産業廃棄物の処理委託は全ての取引で廃棄物処理法に沿って契約書を交わすことが求められている。このほど、産業廃棄物の収集運搬と処分を行う三友プラントサービス(相模原市、小松和史社長、042・773・1431)は、関連会社の早来工営(川崎市)とともに、産業廃棄物の処分を委託する際の契約書作成について新様式を採用、4月末から運用を開始した。契約書の一部を約款化し、ホームページで提供することで、約款は4月27日電子署名を取得した。産業廃棄物の試みという。新様式開始のきっかけを同社執行役員の杉山均氏に聞いた。

新様式を提案したきっかけは、「中間処理業といっても規模はさまざまで、当社は相模原市に2カ所、横浜市、川崎市、千葉県東金市に中間処理工場を展開している。また、グループ会社の早来工営であれば全都道府県で収集運搬業の許可を取り活動している。さらに、焼却炉も炉により処理物質の得意・不得意が異なり、

メンテナンス時の対応やBCPの観点からも設備をマルチで使う契約をし

しかも昨年のように法令の改正で水銀に関する契約書記載が必要になったり、当社の川崎に新しい中間処理の許可を取得したりすると、その度に契約書を作り替えること

の許可証を添付しなければならぬ。当社は優良業者認定を受けているので7年に1回更新の許可を受けることとなるが、許可が多いので毎年何かしら動きがあり、手間がかかるうえ不備があると廃棄物処理法上コンプライアンス(法令遵守)問題が出る。そこが心配でなんとかしたいと思った。どのような契約書になるのか。

「全国産業資源循環連合会」の許可証を添付し、さらに紙でなくホームページに掲載する。紙の契約は廃棄物の種類、量、単価など顧客との個別の契約内容に限定し、紙の契約書の中に「その他の条項はホームページに掲載して、なおかつ許可証もホームページに掲載しているのだから、これを参照」と記載している。これなら顧客は許可証を差し替える必要がなくなる。常に最新の正確な

「電子署名、タイムスタンプを利用し、電子契約の導入をにらんだセキュリティ対策も行って、現在も残っている紙の契約もゆくゆくは電子化したいので電子署名システムを取り入れたが、現段階では顧客によって全面的な電子契約対応が難しいと思われる。紙の契約書を残してある。内容をきっちり出せることが大きい。変更履歴も含め、過去の約款の内容も分かるようになってほしい。」

産廃処理委託に新様式

契約の約款をHPで提供

メンテナンス時の対応やBCPの観点からも設備をマルチで使う契約をし、顧客は契約書に最新

「電子署名、タイムスタンプを利用し、電子契約の導入をにらんだセキュリティ対策も行って、現在も残っている紙の契約もゆくゆくは電子化したいので電子署名システムを取り入れたが、現段階では顧客によって全面的な電子契約対応が難しいと思われる。紙の契約書を残してある。内容をきっちり出せることが大きい。変更履歴も含め、過去の約款の内容も分かるようになってほしい。」